



2004年9月30日から10月8日まで、ドイツおよびデンマークに出張した。その目的は、カルタヘナ議定書に関する国際ワークショップへの出席、および欧州で検討されつつあるGMOをめぐる共存方策についてのヒアリングである。以下では、主に後者の共存方策の検討状況について、出張から得られた知見の概略を述べる。

EUにおいては、2004年4月から新たな規制がスタートした。すなわち、「食品および飼料に関する規則」および「表示とトレーサビリティに関する規則」である。また2004年9月には、すでにモロトリアム以前から認可されていたBtトウモロコシ(MON810)関連の17品種の種子について、欧州共通種子カタログに登録することで、域内の流通・商業栽培を認めた。このようにEU域内において、GMO栽培が現実的な課題となる中で、2003年頃から共存ルールの策定が重要な懸案事項となってきた。

共存(coexistence)ルールとは、GMO、非GMO、有機農業の3者が互いに共存でき、生産者が選択できるためのルールを指している。この共存ルールに関しては、各国の環境や農業事情が異なることからEU全体の共通ルールを策定するのではなく、各国ごとに策定することが期待されている。この共存ルールの検討が最も進展している国は、デンマーク、ドイツ、オランダ、イタリアといった国々であり、今回の出張では、デンマークとドイツの規制担当者から、共存ルールの策定状況についてヒアリングした。これらの国々で検討されている内容を見ると、同じ共存方策と呼

ばれているものの、国ごとに共通点と相違点生まれつつあることが分かる。

共通点としては、GMO生産をライセンス制にするなどの資格要件を求める点、優良生産規準を制定し、その遵守を求める点、近隣生産者や、場合によっては関連の行政部局に事前通告することを求める点などが挙げられる。

他方、国ごとの相違点としては、法制化により共存ルールを策定するか(デ、独、伊)、ガイドラインとして実施するか(蘭)、混入に伴う経済的損失が発生した場合の補償について、補償基金を設けて、そこから手当てするタイプ(デ、蘭)と、生産者間同士の民法上の賠償問題として処理するタイプ(独)といった相違が明らかになりつつある。この結果として、GMO栽培を許容する共存ルール(デ、蘭)と、事実上の禁止に近い共存ルール(独)が生まれることになった。特にドイツにおける共存ルールにおいては、賠償請求に関して、GMO生産者間での連帯責任を求め、任意の生産者に対して補償を要求することを認めているが、このようなアプローチをとることは、生産者にGMO栽培を忌避させるものとなろう。事実、メディアはこのドイツのルールを「事実上の禁止措置」と報道している。イタリアにおいても、新たな法律(2004年11月成立)においては、国レベルではGMO栽培が認可されたものの、同法の中で地方レベルでのGMO禁止措置を容認するものとなっているため、すでに数多くの自治体から出されているGMO禁止宣言を追認するものとなっている。このようにEU域内においても、かなり意味合いの異なる共存方策が策定されつつある。このことはその国ごとの政治的情勢や農業のもつ社会経済的位置付けによって異なってくると考えられるが、その意味で、共存ルールは当該国の農業事情の鏡であると考えられる。